

1月11日(土)午前8時30分現在、美郷町内6カ所の観測地点で積雪が平均135.8cmを記録したため、「美郷町豪雪対策本部」を設置しました。

豪雪対策本部を設置しています

雪による事故・被害にご注意を!!



除雪作業について

道路の除雪作業は、降雪時間や積雪状況などによっては作業が遅れる場合があります。順次、除雪作業を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

● 流・融雪溝を使用した後は、各自責任を持って必ずフタを閉めましょう。また、転落事故や作業事故が発生しないよう注意しましょう。

● 水路へ一度に多量の雪を入れると、下流で溢水(みずあふれ)が発生するおそれがありますので、ご配慮をお願いします。また、溢水が発生した場合は、地域内の呼び掛けにより、投雪中止と溢水状態の解消にご協力ください。

空き家について

● 空き家の管理は、所有者が行うことが大原則です。自治会、自主防災組織や美郷見守りチームは、集落内の空き家の所有者や管理者の把握、状況の連絡等にご協力をお願いします。

● 空き家の屋根の雪が道路にせり出して、通行等に危険が生じる状態を発見したときは、住民生活課へご連絡ください。

除雪機の貸し出しについて

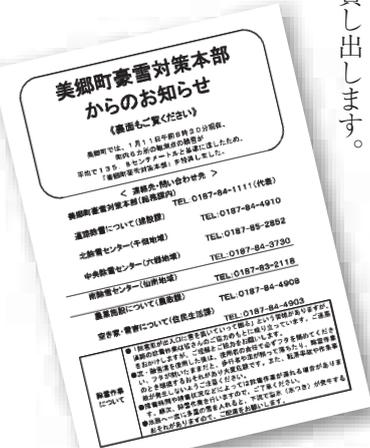
● 自治会などが一人暮らしや高齢者のみの世帯の除雪を行う場合、家庭用除雪機を貸し出します。ただし、台数に限りがあります。

● 利用条件は、1回あたり8時間以内で、1団体あたり月2回までです。また、運搬および燃料は、申請団体の負担となります。

● 貸し出しを希望する場合は、福祉保健課または役場各出張所に申請書を用意していますので、印鑑を持参し手続きしてください。

連絡先・問い合わせ先

美郷町豪雪対策本部(総務課内)	☎0187(84)1111
道路除雪について(建設課)	☎0187(84)4910
北除雪センター(千畑地域)	☎0187(85)2852
中央除雪センター(六郷地域)	☎0187(84)3730
南除雪センター(仙南地域)	☎0187(83)2118
農業施設について(農政課)	☎0187(84)4908
空き家・雪害事故防止について(住民生活課)	☎0187(84)4903



豪雪対策本部からのお知らせ

雪による事故・被害防止を呼び掛けるチラシを1月中旬に全戸配布しています。こちらも十分にご確認ください。

消防署からのお願い 冬の火災に要注意!

町内では1月14日に六郷地区、1月15日に仙南地区と連続して火災が発生しています。

冬は積雪のため住宅の出入り口が狭くなり、避難に時間がかかることがあります。万一に備えて、次の点に注意しましょう。

●避難口を確保しましょう

積雪で玄関がふさがっても避難できるようにするため、避難口を2カ所以上確保しましょう。

●消火栓や防火水槽の周囲の除雪にご協力ください

屋根の雪下ろしや除雪機での雪飛ばしをするときは、消火栓や防火水槽に雪をかぶせないようにご注意ください。

●油の流出事故にご注意ください

落雪や雪下ろしの際は、ホームタンクなどの給油管の破損・脱落に注意し、給油の際は絶対にその場を離れないようにしましょう。

☎ 大曲消防署東分署 ☎0187(88)2119
南分署 ☎0187(87)8119

雪下ろし作業で注意したいこと

1. 作業は2人以上で!

雪下ろし作業は、安全確保のため2人以上で行いましょう。やむを得ず1人で作業する場合は家族や隣近所に声を掛けてから行いましょう。また、緊急時の連絡手段として作業中も携帯電話等を携帯しましょう。

2. 晴れの日ほど要注意!

晴れた日や、暖かい日の午後は屋根の雪が緩んで滑りやすくなります。雪解け氷や、雪が動く音にも注意しながら作業を行いましょう。

3. 「命綱」「ヘルメット」 「はしごの固定」を忘れずに!

転落防止のための命綱を使用し、ヘルメットを着用して頭部を保護しましょう。屋根に上がる際は、はしごの足場をしっかりと固定しましょう。

4. 除雪機械のトラブルが 発生したらエンジン停止!

衣類が巻き込まれたり、転倒した際に下敷きになるなど大変危険です。詰まった雪を取り除く際にも油断せずに、必ずエンジンを停止させましょう。

5. 無理な作業はやめましょう!

雪下ろしは重労働です。準備運動や十分な休憩をとるなど、体調に気を付けて作業を行いましょう。体調が悪い場合は、無理をせずに作業をやめましょう。

福祉灯油助成事業を実施しています

燃料価格が高騰し、灯油の買い控えによる町内経済への影響が懸念されることから、町では福祉灯油助成事業を実施しています。

助成対象世帯

世帯全員が平成25年度の町民税が非課税であって、平成26年1月14日現在において美郷町の住民基本台帳に登録され、次の①～⑥のいずれかに該当する世帯（福祉施設入所者および長期入院中の方などの世帯は除きます。）

- ①70歳以上の高齢者のみの世帯（18歳以下の児童を扶養している世帯を含む）
- ②身体障害者（手帳が1級または2級）がいる世帯
- ③特別障害者手当、特別児童扶養手当受給者がいる世帯
- ④療育手帳がA判定の障害者がいる世帯
- ⑤精神保健福祉手帳が1級の障害者がいる世帯
- ⑥18歳以下の児童を扶養しているひとり親世帯

助成内容●1世帯につき、5,000円分の灯油券を交付します。指定業者から宅配により購入してください。

申請方法●該当すると思われる世帯に申請書を送付していますので、必要事項を記入し、町福祉保健課まで提出してください。助成の対象世帯要件に該当する場合で、申請書が届いていない方は、下記までお問い合わせください。

申請期限●2月28日(金)

問い合わせ●町福祉保健課 福祉班
☎0187(84)4907

